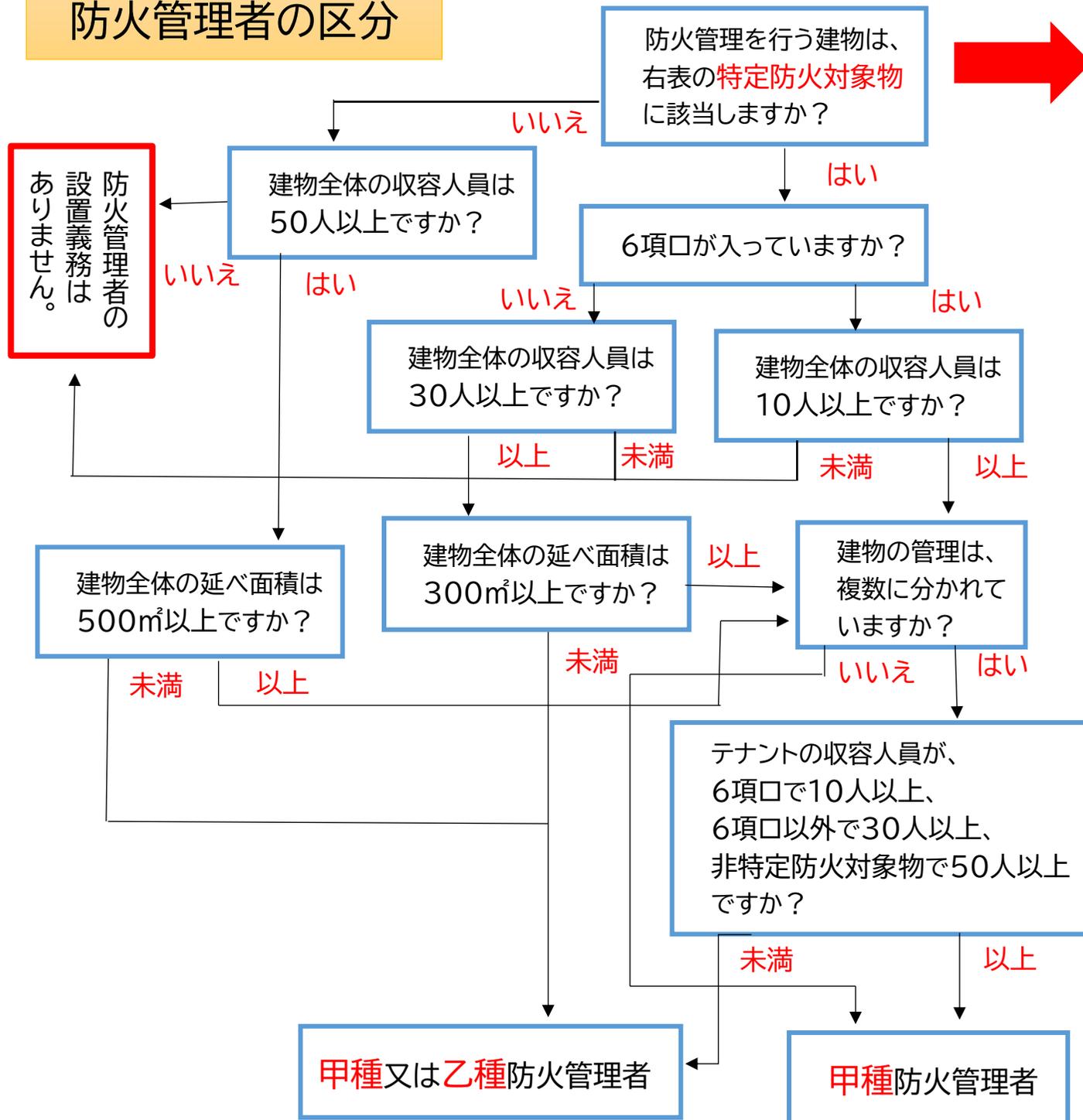


防火管理者の区分



特定防火対象物 (消防法施行令 別表第一)

項		防火対象物の用途
1項	イ	劇場・映画館・演芸場等
	ロ	公会堂・集会場
2項	イ	キャバレー・カフェ等
	ロ	遊技場・ダンスホール
	ハ	風俗営業等施設
	ニ	カラオケボックス等
3項	イ	待合・料理店等
	ロ	飲食店
4項		百貨店・マーケット等
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所
6項	イ	病院・診療所・助産所
	ロ	老人ホーム等入所施設
	ハ	ディサービス等通所施設
	ニ	幼稚園・特別支援学校
9項	イ	蒸気浴場(サウナ岩盤浴)
16項	イ	特定用途のある複合施設
16の2項		地下街
16の3項		準地下街

※ 上記以外は**非特定防火対象物**